

■ 幼児期の教育と保育

| 事業 | 指標・単位 | H25 | H27 | H29 | H31 | 確保の方向性 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|---|
| 保育 | 3号認定(0~2歳) | 1,115 | 1,345 | 1,449 | 1,547 | 早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業開設や認可保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。需要量の推移を見極めながら、幼保一体化(認定こども園)と併せた定員増、小規模保育所整備、認可外保育施設認可化移行、幼稚園預かり保育、弾力運用等を組み合わせ、必要な増員を行います。 |
| | 2号認定(3~5歳) | 1,699 | 2,019 | 2,095 | 2,061 | |
| | 合計(人) | 2,814 | 3,364 | 3,544 | 3,608 | |
| | 3号認定(0~2歳) | — | 1,331 | 1,455 | 1,528 | |
| | 2号認定(3~5歳) | — | 1,857 | 2,095 | 2,105 | |
| 幼児期の教育 | 合計(人) | — | 3,188 | 3,550 | 3,633 | 幼稚園における需要の推移を見極めながら、幼保一体化に伴う認定こども園の開園等により、3歳児への幼児教育の拡充を図ります。 |
| | 1号認定(3歳) | 236 | 397 | 522 | 617 | |
| | 2号認定(3歳) | — | 42 | 55 | 65 | |
| | 1号認定(4~5歳) | 1,228 | 1,322 | 1,366 | 1,341 | |
| | 2号認定(4~5歳) | — | 130 | 134 | 131 | |
| | 合計(人) | 1,464 | 1,891 | 2,077 | 2,154 | |
| 定員(人) | — | 2,098 | 2,098 | 2,412 | | |

■ 地域子ども・子育て支援事業

| 事業 | 指標・単位 | H25 | H27 | H29 | H31 | 確保の方向性 |
|-------------------------------|--|--------|--------|--------|--------|---|
| 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ) | 入会希望数(人) | 1,000 | 1,323 | 1,441 | 1,591 | 各小学校区に1か所の公設児童育成クラブを設置するとともに、児童の増加が著しい学区に40人規模の民設児童育成クラブを設置し、近隣の小学校区からの通所を可能とします。 |
| | 定員(人) | — | 1,320 | 1,450 | 1,600 | |
| 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場、子育て支援センター) | 延べ利用者数(人) | 34,777 | 49,253 | 63,314 | 76,368 | 既存施設を活用するとともに、平成30年度を目指して、新たな子育て支援施設の整備を図ります。 |
| | — | — | 60,560 | 60,560 | 83,469 | |
| 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) | 延べ利用者数(人) | 3,316 | 3,895 | 4,297 | 4,474 | 広報周知などにより、提供会員の増加を図ります。 |
| | — | — | 3,895 | 4,297 | 4,474 | |
| 病児保育事業 | 延べ利用者数(人) | 620 | 830 | 1,422 | 2,113 | 人口増加の著しい地域への増設(1施設)を推進します。 |
| | — | — | 1,040 | 2,080 | 2,113 | |
| 時間外保育事業 | 延長保育利用者数(人) | 1,416 | 1,551 | 1,634 | 1,664 | 今後、新設される施設についても延長保育対応を行い、実施率100%を継続していきます。 |
| | — | — | 1,551 | 1,634 | 1,664 | |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) | 延べ利用日数(日) | 58 | 108 | 145 | 182 | 現行の指定施設で受け入れ可能な人数であり、3施設を維持します。 |
| | — | — | 108 | 145 | 182 | |
| 養育支援事業・要保護児童等に対する支援に資する事業 | ヘルパー延べ利用時間(時間) | 279 | 420 | 467 | 510 | 現行事業所で受け入れ可能な量であり、委託4事業所を維持します。 |
| | — | — | 420 | 467 | 510 | |
| | 児童虐待相談対応件数(件) | 406 | 458 | 506 | 553 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | すこやか訪問(人) | 1,326 | 1,335 | 1,299 | 1,262 | 相談員の資質向上および、人員増等による相談体制の強化を図ります。 |
| | — | — | 1,335 | 1,299 | 1,262 | |
| | 養育支援訪問事業(人) | 197 | 200 | 197 | 194 | |
| 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | 妊婦健診受診者数(人) | 1,442 | 1,435 | 1,399 | 1,362 | 妊婦健診(14回分)の公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。 |
| | — | — | 1,435 | 1,399 | 1,362 | |
| 利用者支援事業 | 幼稚園・保育所利用者の申し込み・相談に対応する幼児課窓口と、子育て支援事業の円滑な利用を促進のため、児童育成クラブ等の情報提供、相談・助言に対応する子育て支援センター窓口、経験や熟練した利用者支援員を配置します。 | | | | | |
| 多様な主体の参入促進事業 | 小規模保育事業等の新規参入施設における保育の質の確保を担保するために巡回指導員を配置します。 | | | | | |

※「一時預かり事業」「実費徴収に係る補正給付を行う事業」については、国の動向を見極めながら、今後、量の見込みと確保方策を検討します。中間年度である平成29年度(2017年度)を目途に、量の見込みと確保方策および数値目標について見直しを行います。

草津市子ども・子育て支援事業計画(素案)

平成27年度~平成31年度

基本理念

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

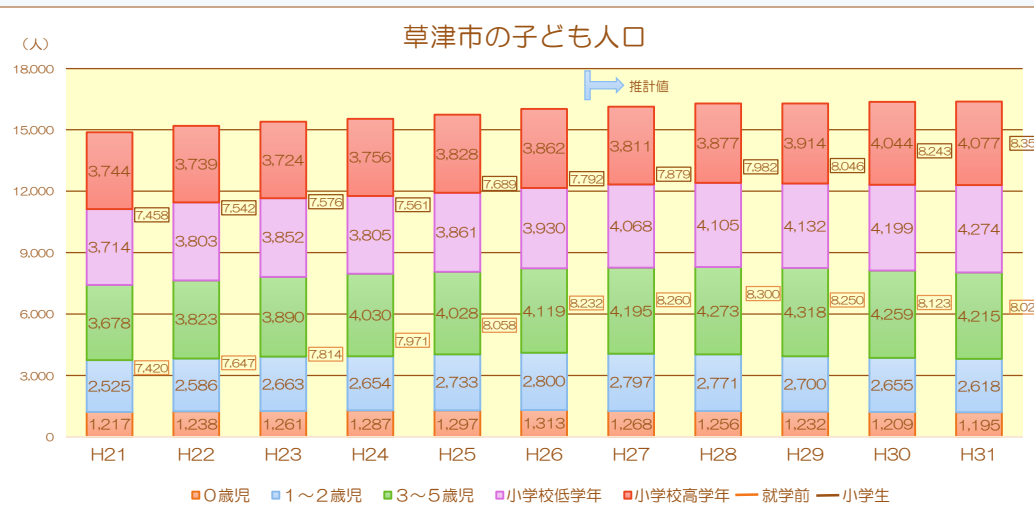
子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえない存在です。本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りを持って、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命と人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中でたくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わっていききたい。そして、どの子ども、どの子育て家庭も、安心して地域の人々とともに暮らし、育ちあえる環境をつくっていききたいと考えます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるものであり、そうした取り組みを通じ、子どもを産み育てるという人々の思いがかなえられるよう、子どもたちの思いに触れ、関わりあって、大人たちも、子どもたちの育ちとともに歩んでいき、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

市民をはじめ、地域社会、事業者、市など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津をめざして、取り組みを進めていきましょう。

計画の対象

子ども・子育て支援法によって定義されている、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象とします。



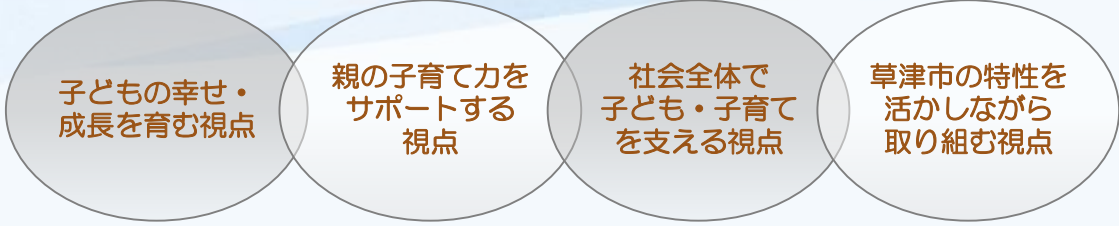
資料：住民基本台帳をベースとしたコーホート要因法による推計(子ども子育て推進室)



子ども・子育て支援施策の展開



4つの視点



「基本理念」を実現するため、4つの「視点」に立って取り組むこととします。また、課題の分野ごとに「目標」と、それぞれの「目標」に向けて実施する「施策」を定めました。「施策」は個別の事業を通してその推進を図ります。

なお、子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」および「地域子育て支援事業」については量の見込みと確保方策を決め、不足数を計画期間内に確保します。
(次ページ掲載)

子どもたちを取り巻く環境面の課題

- ・就労形態の変化による保育ニーズの増加等に対応する施設定員の確保
- ・3歳未満児への幼児教育の提供
- ・保育所の待機児童、幼稚園の定員割れによる就学前施設の適正配置
- ・幼児教育、保育の質の確保、充実
- ・保護者の就労にむけ、幼児教育と保育の提供
- ・保・幼・小の密接な連携体制の確保
- ・地域や学校における多様な体験機会への参加促進



目標1

子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

- 施策1) 幼児期の教育・保育環境の整備
1. 幼児期の教育環境の整備
 2. 保育環境の整備
- 施策2) 幼児教育・保育内容の充実
- 施策3) 幼児期の教育・保育の一体的提供
- 施策4) 地域における体験機会の充実
- 施策5) 学校における学力向上と体験機会の充実

子どもの権利と安全を守るための課題

- ・虐待、DV、育児相談件数等の増加
- ・障害のある子どもへの支援体制の確保
- ・支援が必要な子どもの早期発見・早期対応
- ・子育ての経済的負担への対応



目標2

子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

- 施策1) 子どもの人権を守る環境づくり
- 施策2) 虐待防止など要支援児童対策
- 施策3) 障害のある子どもと家庭への支援
- 施策4) 子どもの安全確保
- 施策5) 子育ての経済的負担の軽減

心身ともに健やかな育ちを支援するための課題

- ・妊娠、出産、子育ての経済負担の対応
- ・子育ての孤立化、子育て不安の解消
- ・食育の推進
(朝食欠食・偏食への対応、共食の推進など)
- ・不登校・いじめ問題の複雑化



目標3

心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

- 施策1) 妊娠・出産から切れ目のない支援
- 施策2) 子どもと家族の健康な生活の支援
- 施策3) 健康な心身を育てる食育の推進
- 施策4) 青少年の健全育成と心のケアを要する子どもの支援

子育て支援に関する課題

- ・親の子育て力へのサポート
- ・子育ての孤立化解消と仲間づくりへの参加促進
- ・地域とのつながりの希薄化
(社会全体で子育てを支える視点)
- ・わかりやすい子育て情報の提供
- ・ひとり親家庭の増加に対する子育て支援、孤立化への対応
- ・公園、子どもの遊び場、歩道の整備



目標4

子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

- 施策1) 子育て・親育ちの体制整備、支援
1. 地域子育て支援拠点事業の展開
 2. 親育ちを支援するサービスの充実
 3. 子育て支援のネットワークの仕組みづくり
 4. 子育て相談や情報の提供
- 施策2) ひとり親家庭の自立支援
- 施策3) 子育てしやすいまちづくり

子育てと仕事の両立等の課題

- ・保育ニーズの多様化
(延長保育、一時預かり、放課後児童クラブ)
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・同居家族等の子育てへの協力
- ・家庭での男性の育児参加



目標5

子育てと仕事が両立できる環境づくり

- 施策1) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供
- 施策2) 放課後児童育成クラブの整備
- 施策3) ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実